

契約監視委員会（第 33 回）議事概要

開催日時	令和 4 年 2 月 4 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 45 分	
場 所	衆議院第一議員会館地下 3 階 コンピュータ研修室（WEB 会議）	
委 員	委員長 栗国 正樹（公認会計士・税理士） 委 員 川端 義雄（株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 アドバイザリー） 委 員 山崎 愛子（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	1 件	契約件名 衆議院 B B 利用システム用機器一式調達 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 35,970,000 円 契約締結日 令和 3 年 8 月 30 日
随意契約	2 件	契約件名 国会議員航空引換クーポン 契約相手方 日本航空株式会社 全日本空輸株式会社 株式会社 A I R D O 株式会社ソラシドエア 株式会社スターフライヤー スカイマーク株式会社 オリエンタルエアブリッジ株式会社 株式会社 J T B 契約金額 ー 契約締結日 令和 3 年 4 月 1 日
		契約件名 衆議院自動車運行管理業務 契約相手方 大新東株式会社 契約金額 200,851,200 円（総価）及び単価 契約締結日 令和 3 年 4 月 1 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>[案件 1]</p> <p>契約件名 衆議院 B B 利用システム用機器一式調達</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 35,970,000 円</p> <p>契約締結日 令和 3 年 8 月 30 日</p> <p>・仕様書の内容の一部がリース案件のものではないか。</p> <p>・3 者から見積を徴取したが、1 者入札となったことについてどう考えているか。</p> <p>・令和 3 年 8 月以前にも、今回調達の機器と同じような機器が使われていたのか。</p> <p>・入札不参加の理由に半導体不足に伴う機器台数確保の困難が挙げられていたが、納入期限の延長の特例を設ける等の対処により競争参加者を増やすことはできなかったのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・仕様書の内容について再確認願う。また、仕様書の誤りについて入札業者が進言できない環境であるならば、改善するよう願う。</p> <p>・一者入札となっているため、競争参加資格の対象を広げるなど何らかの形で資格要件を見直し競争性を担保してほしい。</p>	<p>・賃貸借契約の案件を基に作成してしまったため、そのようになってしまった。</p> <p>・不参加の 2 者にヒアリングをしたところ、他の案件とのスケジュール重複による人的不足、半導体不足の影響による調達機器の台数確保への不安から参加を見送ったとの回答を得た。</p> <p>・平成 16 年に構築されたシステムで、直近の更改は平成 25 年度に行われており、8 年間使用した。</p> <p>・同システム機器入替作業等スケジュールの関係上、翌債手続きや納入期限の延長は不可能であった。また、政府調達の手続きでは、公告から入札まで原則 50 日以上取る必要があるため、このようなスケジュールとなった。</p>

意見・質問	回 答
<p>〔案件 2〕</p> <p>契約件名 国会議員航空引換クーポン</p> <p>契約相手方 日本航空株式会社 全日本空輸株式会社 株式会社A I R D O 株式会社ソラシドエア 株式会社スターフライヤー スカイマーク株式会社 オリエンタルエアブリッジ株式会社 株式会社 J T B</p> <p>契約金額 ー</p> <p>契約締結日 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>・各社との契約単価はどのように決まっているのか。</p> <p>・4 往復分と 3 往復分の違いは何か。</p> <p>・航空引換クーポンの使用枚数に応じて各航空会社から衆議院に請求されると思うが、その金額はどのように決まっているのか。</p> <p>・J T B で購入した場合と航空各社で購入した場合とで金額に違いはあるのか。</p> <p>・搭乗便については、各議員、スケジュール等を加味し自身で判断しているとのことだが、経済性を求めているのか。</p> <p>・海外渡航についても同様の制度があるのか。</p>	<p>・毎月各議員に交付する航空引換クーポンの上限金額は、当該議員の選挙区～羽田空港の 3 往復ないし 4 往復分を、航空各社の当該月の普通運賃の中で正規料金により算定している。</p> <p>・J R パスと併用の場合は 3 往復分、航空引換クーポンのみの場合は 4 往復分である。</p> <p>・航空各社が販売している様々なチケットの中から議員が実際に航空引換クーポンを利用して購入した分について請求される。</p> <p>・違いはない。</p> <p>・ご理解のとおりである。</p> <p>・衆議院としての派遣等である場合、旅費という形で支給しており、航空引換クーポンのようなものはない。</p>

意見・質問	回 答
<p>・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第 10 条第 1 項で「航空券の交付を受ける。」と規定されているにも関わらず随意契約をしているのはなぜか。</p> <p>・同項に「運送事業者」とあるが J T B が契約相手となっている理由は。</p> <p>・羽田に乗り入れている全航空会社及び J T B と契約しているとのことだが、他の航空会社が羽田線の就航を開始した場合、契約先として検討されるのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・議員会館にて航空引換クーポンの引き換えが可能になるという理由により、航空各社に加え旅行会社である J T B が契約相手方に含まれているが、競争性、公平性確保の観点から、他の旅行会社も加えるよう検討いただきたい。</p>	<p>・法律を受けて契約を締結することで航空券の交付を受けることができると理解しており、また、議院運営委員会の申合せにおいても航空事業者が列挙されていることから、随意契約という形を取っている。</p> <p>・議員会館で購入できる利便性に資するもので、議院運営委員会の申合せによる。</p> <p>・ご理解のとおりである。</p>
<p>[案件 3]</p> <p>契約件名 衆議院自動車運行管理業務</p> <p>契約相手方 大新東株式会社</p> <p>契約金額 200,851,200 円(総価)及び単価</p> <p>契約締結日 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>・入札参加者数と入札回数は。</p> <p>・4 月 1 日に仕様変更を行った理由は何か。</p>	<p>・参加者は 1 者で、入札回数は 3 回であったが、予定価格の範囲内に収まらなかったため、不落随意契約交渉を行った。</p> <p>・3 月下旬に、関係部署において当該業務に係る人員調整が困難となる事象が発生したため、直ちに業者と交渉し、変更に至った。</p>

意見・質問	回 答
<p>・ 運行管理業界も人手不足により人件費が上昇していると思われる。今回、3 回入札を経ても落札に至らなかったことを考えると、予定価格自体の見直しを検討すべきでは。</p> <p>・ 業者側が人手不足による人件費の上昇により受注不可という状況になった場合、仕様書中「車両管理員は、自動車運転歴が概ね 10 年以上、かつ契約期間開始日において年齢満 65 歳以下の者とする。」という要件について、例えば「68 歳以下の者」にする等、多少緩和することは可能か。</p> <p>・ 仕様書に定められている「事故の報告」は、業務履行中に発生したもののみを対象としており、私用での運転時の事故等についての報告の義務はないと読めるが、これでいいのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 国会議員の安全に関わることであるため、契約開始時点で過去 3 年にわたり重大な交通違反歴がないという現行の要件に加え、履行期間中についても、請負業者の使用人が重大な交通違反を起こした場合に速やかな報告と担当の入れ替え等の内容を盛り込む等の仕様変更をお願いしたい。</p>	<p>・ 人件費上昇を加味する必要があると思うが、契約金額の高止まりにもつながりかねないため、現状の複数者から見積を徴取したうえで予定価格を作成する方法を変更することは、現時点において予定していない。</p> <p>・ 「65 歳以下の者」の確保も難しい現状となっており、今後検討すべき課題であると考えている。</p> <p>・ 今後、見直しを検討する。</p>